

今後の PM2.5 自動測定機等価性評価のあり方

平成 25 年 12 月 13 日
環境省水・大気環境局大気環境課

PM2.5 自動測定機の等価性評価については、これまで環境省が主体となり、新規機種について申請者（メーカーや代理店）からの等価性評価実施の依頼を受けて等価性評価試験を実施してきた。実際の試験は、環境省が提示した請負条件を満たした業者が実施し、その試験結果を外部の有識者で構成する「微小粒子状物質（PM2.5）測定法評価検討会」において検討・評価し、自動測定機の等価性評価を行ってきた。

平成 24 年度をもって、環境省が主体となり行ってきた上記業務が終了したことから、今後は、別添 1 「微小粒子状物質(PM2.5)自動測定機の等価性評価実施要項」に従い、等価性評価を行うこととする。今後の等価性評価の概要は以下のとおりである。

1. 等価性評価試験

等価性評価試験実施機関（以下「試験実施機関」という。）が、試験の募集を行い、応募があった場合は、平成 24 年度までと同様の方法で等価性評価試験を実施する。ただし、試験に係る費用は、申請者（メーカーや代理店）が負担するものとする。

2. 試験結果の評価と通知

試験結果は、平成 24 年度までと同様の方法で試験実施機関が報告書の作成を行う。

その後、環境省が設置・運営する微小粒子状物質（PM2.5）測定法評価検討会（以下「等価性評価検討会」という。）において検討・評価される。その評価結果を、試験実施機関が申請者に通知する。また、環境省はその結果を公表する。

等価性評価実施の流れ

ステップ	申請者	試験実施機関	環境省	等価性評価検討会
1 等価性評価機種の募集		等価性評価試験を受ける測定機の募集.		
2 等価性評価試験の申請	等価性評価試験申請書等を提出. →	試験申請書等の書類審査. 試験実施要領を作成し、環境省へ提出. →	実施要領收受. (内容により、等価性評価検討会委員への相談を推薦)	試験実施要領の内容について助言. →
3 等価性評価試験	試験機を準備. →	等価性評価試験実施.		
4 等価性評価試験の評価		等価性評価委員会開催を依頼. →	等価性評価委員会を設置・運営.	試験結果について検討・評価. →
5 評価結果の通知・公表	評価結果を受理 ←	評価結果を環境省に提出、申請者に通知.	試験実施要領、評価結果をHPに公表.	